

○国土交通省告示第五百十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十年五月一日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道56号改築工事（伊予インター関連・愛媛県伊予市稻荷字明見前地内から同市米湊字西ノ原地内まで及び同市下吾川字池田地内から同市下吾川字馬塚地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 愛媛県伊予市稻荷字明見前、米湊字野中、字西窪及び字西ノ原並びに下吾川字池田、字壱丁地及び字馬塚地内
- 2 使用の部分 愛媛県伊予市米湊字野中、字西窪及び字西ノ原並びに下吾川字池田、字壱丁地及び字馬塚地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、愛媛県伊予市市場字打田地内から愛媛県伊予郡松前町大字筒井字竹垂木地内までの延長6,360mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道56号改築工事（伊予インター関連）並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道56号改築工事（伊予インター関連）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に規定する一般国道に関する事業であり、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号の市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

さらに、本体事業の施行により遮断される農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道56号（以下「本路線」という。）は、高知市を起点とし、土佐市、須崎市、四万十市、宇和島市、西予市、伊予市を経て、松山市に至る延長319.6kmの四国西南部の太平洋沿岸に存する主要都市を結ぶ産業及び日常生活を支える主要幹線道路である。

本件区間に係る一般国道56号（以下「現道」という。）は、四国縦貫自動車道伊予インターチェンジと接続し、四国縦貫自動車道との連絡道路として利用されているとともに、地域住民の生活道路としての地域内交通と松山市方面や愛媛県南西部地域方面へ向かう物流などによる通過交通に広く利用されており、これらの交通がふくそうし、自動車交通量が多いにもかかわらず、2車線区間であることから、交通容量が不足し、また、国道、県道等との交差箇所が多いことなどから、各所で慢性的な交通混雑が発生し、交通事故も多発するなど主要幹線道路としての機能を発揮できない状況にある。

平成17年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、伊予市米湊地内で23,136台／日、混雑度は1.77となっている。

また、現道の一部の区間については歩道が設置されておらず、他の区間についても幅員が2.5m未満の狭小な歩道しか整備されていないことから、歩行者等は、自動車交通量が多い車道の通行を余儀なくされ、安全な通行が確保されていない状況にある。

さらに、本件区間にはバス停留所があるが、バス停車帯が整備されていないことから、バス停車による車線閉塞が生じ、後続車両の減速に伴う追突事故が発生するなど、安全かつ円滑な自動車交通が阻害されている。

本事業の完成により、現道が2車線から4車線の道路に拡幅されることから、交通容量が向上し、現道における交通混雑の緩和が図られるとともに、交通事故の減少が図られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

また、幅員が3.5mの連続した自転車歩行者道が整備され、歩行者等の通行が自動車交通から完全分離されることから、安全な通行が確保されるとともに、バス停車帯が整備され、停車したバスが通行車両から分離されることから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本事業が生活環境等に与える影響については、本事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、

起業者が平成19年10月に同法等に準じて、大気質、騒音及び振動について環境影響評価を任意に実施したところ、大気質及び振動については環境基準等を満足し、騒音については一部環境基準を超える値がみられるものの、低騒音舗装の施工を行うことにより環境基準を満足するものと評価されていることから、本件事業の施行に当たり起業者は低騒音舗装の施工をすることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、愛媛県教育委員会との協議により必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通混雑の緩和及び交通事故の低減を目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第1級の規格に基づき、現道を4車線に拡幅する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和48年8月7日に都市計画決定され、平成3年12月10日に変更決定されており、事業計画の基本的内容は、交差点の隅切部、バス停車帯等を除き都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、交通量が多く、慢性的に交通混雑が発生し交通事

故も多発していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和及び交通事故の低減を図る必要があると認められる。

また、松山市長を会長とする「松山都市圏道路整備促進期成同盟会」より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 愛媛県伊予市役所

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 愛媛県伊予市下吾川字池田、字壱丁地及び字馬塚地内